

川崎市立川崎病院 認知症ケア委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院 認知症ケア委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営などに関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院における認知症ケアチーム（DCT）運用マニュアルに基づいて、認知症による行動・心理症状や意思疎通の困難さが見られ、身体疾患の治療への影響が見込まれる患者に対し、病棟の看護師や多職種などが適切に対応することで、認知症の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられるよう支援するため病院の諮問機関として委員会を置く。

(所掌事務等)

第3条 委員会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 院内の認知症ケア委員会体制の整備に関すること。
- (2) 認知症ケアチーム体制、活動に関すること。
- (3) 認知症ケアに係る教育に関すること。
- (4) その他、委員会の目的を達成するための必要事項。

(組織の構成等)

第4条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副院長は病院長が任命する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を整理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは委員長の職務を代理する。

(任期)

第5条

(1) 委員の任期は、1年とする。但し、後任の委員がない場合は、後任の委員が決定するまでの間とする。

(2) 委員の再任は防げない。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(1) 委員会は、原則として1ヶ月に1回とし必要に応じて随時開催する。

(2) 必要時、委員会の招集により臨時委員会を開催する。

(3) 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

(4) 委員会の議事は、出席委員長の総意をもって決するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。